

第9章 地方農政局

第1節 地方農政局の強化

1 機構及び定員

地方農政局（本局）関係組織定員要求については、最近の農林水産業をめぐる諸情勢の変化を踏まえ、地域農政の積極的かつ効率的な展開を図る上で緊急性の高い重要部門及び新規政策等に対応する部門に重点を置いて行った。この結果、平成6年度においては、表1のとおり新規・振替24名（職名10）、役付増9名（職名2）、名称変更13名（職名6）の整備となった。

また、定員については、5年度末において、地方農政局全体で11,573人であったが6年度は平成3年7月5日付け閣議決定「平成4年度以降の定員管理について」に基づき、平成4年度以降5年間の各年度当初に

おいて、定員削減目標の1/5の人員を定員から削減することとなり、地方農政局全体として155人（本局（統計情報部を含む）25人、統計情報事務所・出張所94人、国営土地改良事業所36人（一般会計0、特別会計36人））の定員削減が行われたこと等により、結果として表2のとおりとなった。

地方農政局国営土地改良事業所等については、事業の完了に伴い、平成6年度においては、表3のとおりその新設、廃止が行われた。

表2 定員関係

組 織 等	6年4月～9月	6年10月～7年3月	5年度末
地方農政局（本局）	2,820人	2,830人	2,845人
統計情報事務所・出張所	4,990	4,990	5,084
海岸事業	48	48	48
地すべり対策事業	62	62	59
国営土地改良事業特別会計	3,499	3,499	3,537
地方農政局計	11,419	11,429	11,573

表1 地方農政局（本局）の組織の整備

組 織	組織の整備	備 考
企画調整室	広報係長	1 東海
	調査係長	1 東海
	農業経営基盤強化促進係長	7 東北、関東、北陸 東海、近畿、中四、九州
総務部	経理課 経理専門官	2 東海、近畿
	管財課 管理官	1 中四
農政部	構造改善課 中山間指導係長	3 東北、中四、九州
	課長補佐（地域・中山間）	2 中四、九州
	農政課 農業組織育成指導官	7 東北、関東、北陸 東海、近畿、中四、九州
生産流通部	農産普及課 環境保全型農業専門官	1 東北
	農政調整官（技術指導）	1 東北
	環境係長	1 東北
計画部	蚕糸園芸課 農政調整官（花き振興）	1 関東
	地域計画課 農村活性化調整係長	1 近畿
建設部	設計課 事業調整係長	1 近畿
	防災課 国営防災係長	2 北陸、近畿
統計情報部	経営統計課 経営統計第1係長	7 東北、関東、北陸 東海、近畿、中四、九州
	経営統計第2係長	7 東北、関東、北陸 東海、近畿、中四、九州

表3 6年度に新設又は廃止した事業（事務）所

地方農政局		新設事業（事務）所	廃止事業（事務）所
東	北	胆沢猿ヶ石農業水利事業所	矢吹開拓建設事業所 胆沢平野農業水利事業所 猿ヶ石用水農業水利事業所
関	東	埼玉東部土地改良建設事務所	利根中央農業水利事業所 下田開拓建設事業所
北	陸	加賀三湖周辺農地防災事業所 信濃下流土地改良建設事業所	黒部川沿岸農業水利事業所 信濃川下流農業水利事業所
東	海	新矢作川用水農業水利事業所	日野川農業水利事業所
近	畿		豊北開拓建設事業所
中	国	広島北部農地整備事業所	大邑開拓建設事業所

2 権限の委譲

農林行政に関する企画的事務及び全国的調整を要する事務を除く実施事務については、従来から極力地方農政局長にその権限を委譲し、地域の実情に即して運用し得るよう取り進めている。6年度末現在における権限委譲件数は、表4のとおりであり、これを権限委譲方式別にみると、法令による地方農政局長等への権限の委任は89件（管理事務についての訓令による委任を含む。）地方農政局発足以来の専決事項件数の逐年増減状況は、表5のとおりである。

表5

(1) 地方農政局長等専決件数の年度別増△減状況

	人事	会計	その他	計
発足当初	1	1	172	174
年度別追加	4	3	144	151
38～55年度	-	△3	△37	△40
56～5年度	1	-	3	4
	△3	-	△11	△14
6年度	-	-	-	-
	-	-	-	-
計	5	3	147	155
	△3	△3	△48	△54

3 委譲補助金

農林水産省所管の補助金等については、全国段階の団体に対する補助金、緊急に対処する補助金等の一部のものを除き、昭和38年5月1日農林省告示第552号をもってその交付事務を地方農政局長に大幅に委譲している。

6年度に地方農政局に委譲した補助金等の額は1兆6千118億円であり、これは、農林水産本省所管の農業関係補助金等（都道府県に委譲されているもの、並びに北海道、沖縄県、全国団体及び試験研究機関に対するものを除く。）の93.4%に達している。これを本省各

表4 地方農政局長への権限委譲

（平成6年度末現在）

(1) 権限委譲事項（補助金交付決定権限の委任を除く。）

	管 理 業 務 計	
地方農政局長等への委任	83	6
地方農政局長等専決	6	268
		274

(2) 地方農政局長権限の下位専決件数

	管 理 業 務 計	
本局部長専決	17	41
本局課長専決	4	—
事務所等の長専決	2	—
事務所等の部長・課長専決	12	9
計	35	50
		85

表5

(2) 地方農政局長権限事項の下位専決件数の年度別増△減状況

	本局部長等 （課長含む）	事業所等の部長等 （部長・課長含む。）	計
発足当初	-	-	-
年度別追加	86	41	127
38～55年度	△15	△3	△18
56～5年度	2	-	2
	△12	△13	△25
6年度	-	-	-
	-	-	-
計	88	41	129
	△27	△16	△43

局別にみると表6のとおりである。